

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 23 日

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取扱いに係る
処方箋について(令和 2 年 4 月 21 日付 日薬事務連絡)について**

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、今般の「0410 対応」等に関する取扱いについては、令和 2 年 4 月 16 日付 事務連絡にて「新型コロナウイルス感染症に係る薬局における対応(令和 2 年 4 月 15 日 東京都薬剤師会纏め)」をお知らせしたところですが、今般、日本薬剤師会より、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取扱いに係る処方箋について(薬剤交付までの主な流れ)」が発出されました(令和 2 年 4 月 21 日付 事務連絡)。

つきましては、当該処方箋に係る業務については、両通知を参照の上、適切にご対応くださいますよう貴地区会員薬局へのご周知をお願いいたします。

なお、患者が薬局における電話等での服薬指導を望んだ場合でも、「0410 対応」の記載が無くファクシミリ等で処方箋が送信されることも考えられます。その際は、処方医に当該記載を促す等ご対応願います。

重要

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会

医 薬 ・ 保 険 課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る
処方箋について（薬剤交付までの主な流れ）

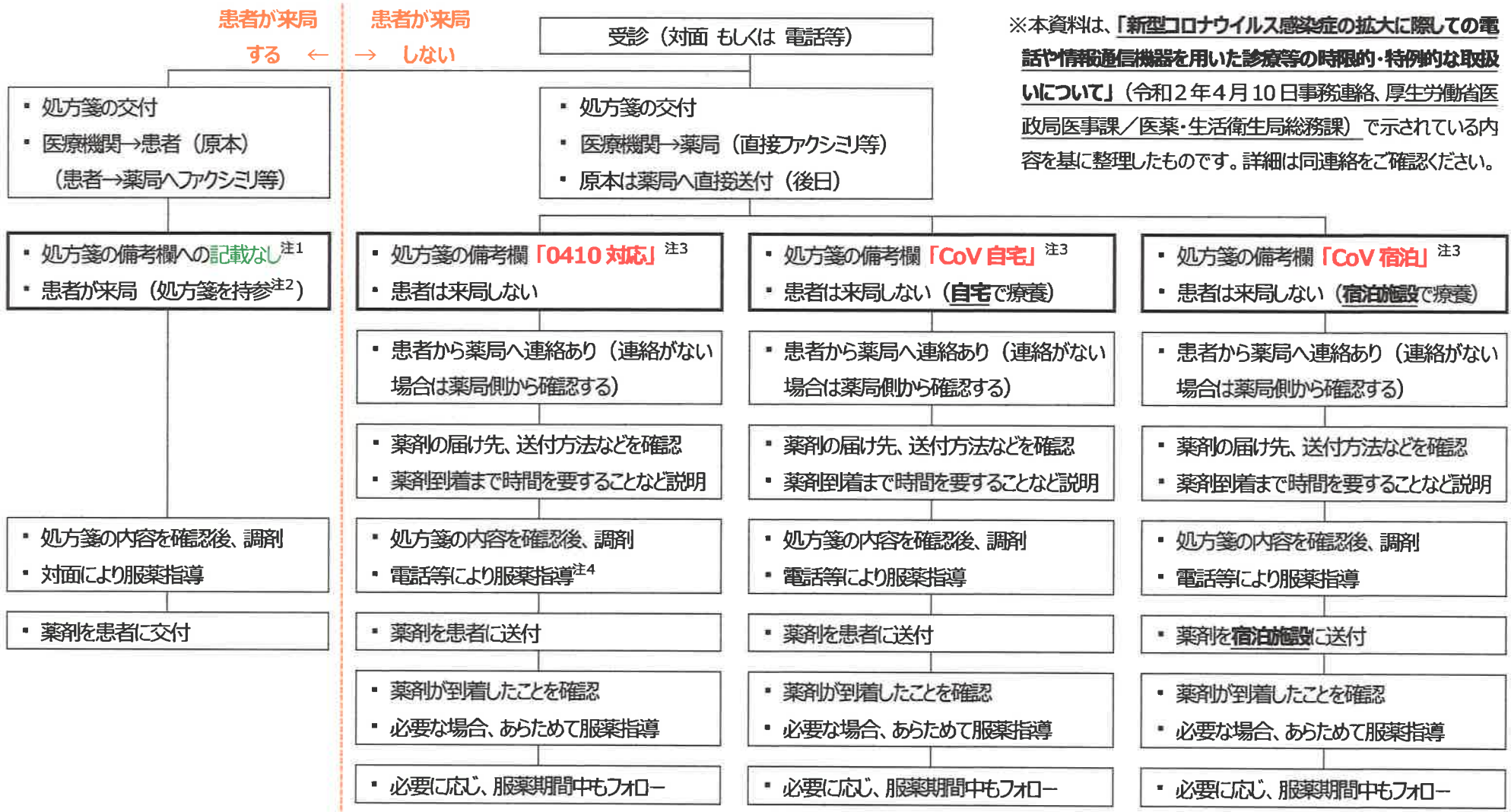
平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡、厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課）については令和 2 年 4 月 11 日付け日薬業発第 24 号にてお知らせしたところです。

今般、事務連絡に基づく処方箋の取り扱いについて、別添のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

貴会業務の参考としてご活用いただけますと幸いに存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る処方箋について（薬剤交付までの主な流れ）



※本資料は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日事務連絡、厚生労働省医政局医事課/医薬・生活衛生局総務課)で示されている内容を基に整理したものです。詳細は同連絡をご確認ください。

注1) 患者が「0410 対応」の記載がある処方箋を持参した場合、備考欄への記載なし (すなわち、通常の処方箋) として取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。
 注2) 患者は処方箋を持参せず、医療機関から「0410 対応」の記載がある処方箋がファクシミリ等で送付された場合、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。
 注3) 備考欄に記号が記載されていない、または、所定の記号以外が記載されていたり記載内容が不明な場合は、医療機関へ確認の上、適切に対応する。
 注4) 薬剤師が電話等により適切に実施することができないと判断した場合、対面による服薬指導に切り替えるとともに、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。